

令和8年 業種別労働災害発生状況

(令和8年1月1日～9月30日現在)

函館労働基準監督署

区 分 業 種 別		令和8年9月末			令和7年9月末			対 前 年		業 種・ 割 合 (%)	令和7年（確定）		
		死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	増 減 数	増 減 率 (%)		死 亡	休 業 4 日 以 上	計
全 産 業 合 計		2	405 (5)	407 (5)	6	418 (7)	424 (7)	-17	-4.0	100.0	7	628 (14)	635 (14)
除 く 鉱 業 計		2	405 (5)	407 (5)	6	418 (7)	424 (7)	-17	-4.0	100.0	7	628 (14)	635 (14)
製 造 業			79	79	1	77	78	1	1.3	19.4	1	109	110
内 訳	水 産 食 料 品		32	32		22	22	10	45.5	7.9		41	41
	他 の 食 料 品		13	13		19	19	-6	-31.6	3.2		23	23
	木材木製品・家具		8	8		7	7	1	14.3	2.0		9	9
	窯 業 土 石 製 品		3	3		3	3			0.7		3	3
	金 属 ・ 機 械		6	6		9	9	-3	-33.3	1.5		13	13
	輸 送 用 機 械 等		3	3	1	7	8	-5	-62.5	0.7	1	9	10
	そ の 他		14	14		10	10	4	40.0	3.4		11	11
鉱 業													
土 石 採 取 業			1	1		1	1			0.2		1	1
建 設 業		1	48	49		52 (1)	52 (1)	-3	-5.8	12.0	1	75 (1)	76 (1)
内 訳	土 木 工 事 業	1	30	31		28 (1)	28 (1)	3	10.7	7.6		39 (1)	39 (1)
	建 築 工 事 業		9	9		12	12	-3	-25.0	2.2	1	17	18
	木 造 建 築 業		4	4		9	9	-5	-55.6	1.0		13	13
	そ の 他 の 建 設 業		5	5		3	3	2	66.7	1.2		6	6
道 路 貨 物 運 送 業			39	39		33 (2)	33 (2)	6	18.2	9.6		48 (4)	48 (4)
そ の 他 の 運 輸			9 (1)	9 (1)		10	10	-1	-10.0	2.2		15 (1)	15 (1)
陸 上 貨 物 取 扱 業			1	1				1		0.2		1	1
港 湾 運 送 業						1	1	-1	-100.0			1	1
林 業			3	3	3	8	11	-8	-72.7	0.7	3	10	13
水 産 業		1	10	11		5	5	6	120.0	2.7		9	9
卸 売 ・ 小 売 業			52	52	1	55 (1)	56 (1)	-4	-7.1	12.8	1	79 (2)	80 (2)
清 掃 業			23	23	1	15	16	7	43.8	5.7	1	28	29
そ の 他 の 事 業			140 (4)	140 (4)		161 (3)	161 (3)	-21	-13.0	34.4		252 (6)	252 (6)
内 訳	保 健 衛 生 業		78	78		103	103	-25	-24.3	19.2		163	163
	接 客 娯 楽 業		21	21		27	27	-6	-22.2	5.2		40	40
	そ の 他		41 (4)	41 (4)		31 (3)	31 (3)	10	32.3	10.1		49 (6)	49 (6)
今 月 の コ メ ン ト	1 労働災害の状況 (令和8年発生分) 全産業の労働災害は407件で、前年の同時期に比べ、17件減少しています。事故の型別では、「転倒」が131件、「墜落・転落」が63件、「巻き込まれ・はさまれ」が43件となっております。 また、建設業で8月に今年1件目となる死亡災害が発生しております。高所作業における墜落災害の防止対策を講じてください。												
	2 令和8年9月受付分について 業種別では、多い順に建設業が9件、製造業が5件、商業、通信業及び保健衛生業がそれぞれ4件でした。												
	3 コメント ・令和8年10月1日から12月31日までの間、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を実施しております。 墜落・転落災害防止対策をはじめとする重機災害防止対策、崩壊・倒壊災害防止対策等の重点事項について、取組の徹底をお願いいたします。 ・高齢労働者の労働災害が増加しております。高齢労働者の労働災害防止のため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業の管理、その他の必要な措置を講じてください。												

※ 本統計は労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。（ ）内は、交通事故による労働災害の内数です。

※ 函館労働基準監督署の管轄は、渡島管内と檜山管内です。

令和 8 年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

Nº	発 生 月	時 刻	業種	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	1		水産業	おぼれ	水	被災者を含め 4 人が乗船した漁船が漁港近くでヒラメの底建網漁を行っていたが、被災者等と連絡が取れなくなったため、搜索したところ、海岸沿いの消波ブロック付近に被災者が倒れているのが発見され、その場で死亡が確認された。（被災者以外の 3 人は労働者ではない者。）
2	8	17 時 台	建設業	墜落	足場	被災者は単独でわく組足場上において、橋梁地覆部の防水工事の施工準備を行っていた。被災者が終業時刻に戻らなかったため探しに行ったところ、足場と躯体の間の直下に倒れていた。被災者は搬送された病院で死亡が確認された。

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。